

(業務継続計画の策定等)

第15条

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

(1) 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
- ② 虐待に関する研修 年1回
- ③ 権利擁護に関する研修 年1回
- ④ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ⑤ 介護予防に関する研修 年1回

(2) 事業所は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(3) 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われるあらゆるハラスメントにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

令和3年5月1日 一部改訂

令和5年4月1日 一部改訂